

平成29年度 町行政施策及び予算要望事項について

要望日 平成28年8月1日

回答日 平成28年10月28日

進捗状況報告日 平成29年10月予定

総務常任委員会

1 町民活動の推進【町民活動推進課】

- ① 町ボランティア組織の一元化とボランティアの育成

(回答)

- ① ボランティア活動に関する窓口は、町民活動センターが窓口となって市民活動の相談・支援にあっております。

また、阿見町社会福祉協議会においても福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進業務の一環として、ボランティアに関する相談等を行っております。

両者では、町民の方々がどちらにお問い合わせいただいても適切な対応ができるよう心掛け、相談等の内容を速やかに繋いだり、情報提供するなどの連携を図っております。引き続き、町民活動センター活動の積極的な啓発活動に取り組みながら町内ボランティア組織の把握と支援に取り組んでまいります。

ボランティアの育成については、これからボランティア活動を始めたいと考えている方々や活動している方々など対象者にあわせた学習会や講演会を企画したり、町民活動センターに登録するNPO法人・ボランティア団体を広く紹介し、活動の場や活動への参加希望者のコーディネート活動や新たな支援策も検討実施しながら取り組んでまいります。

2 入札制度の徹底的見直し【管財課】

- ① 分離分割発注の推進
- ② 随意契約の見直し（特別な理由があるものを除き競争入札へ移行）
- ③ 町内業者の育成と受注機会の拡大
- ④ 最低制限価格制度と低入札価格調査制度の併用

(回答)

- ① 「阿見町建設工事競争入札取りおり方式試行要領」に基づき、工事期間の短縮、施工管理の適正化等の観点から、分離分割発注の推進に努めております。また、分離分割発注を推進することによる、町内業者の育成と受注機会の拡大に努めてまいります。

- ② 一者特命の随意契約については、阿見町契約規則及び阿見町随意契約運用基準に基づき適正な運用を行っていますが、できる限り競争入札を実施できるように努めます。

- ③ 地域で担える工事等は積極的に町内業者へ発注するなど、受注機会の確保を図りながら、町内業者の育成と受注機会の拡大に努めております。

- ④ 最低制限価格については、「阿見町最低制限価格制度事務取扱規程」に基づき、いわゆるダンピング受注への対応として、一般競争入札に付する建設工事については、原則、最低制限価格制度を適用しております。また、低入札価格調査制度

については、総合評価方式により一般競争入札を行う際に適用することとしております。

3 防犯対策の強化【交通防災課】

- ① 自警団・防犯ボランティアの確保と支援（犯罪多発地域への啓発と自警団の全行政区への普及推進）
- ② 青色回転灯搭載車のパトロール充実（巡回数の増加）及び防犯カメラの設置
- ③ 荒廃地の管理対応策の強化（罰則ある条例の制定）
- ④ アウトレットへの交番設置要望

（回答）

- ① 町内には、現在 39 の自警団が組織されておりますが、さらに自警団の拡大・普及促進に向け、全地区への自警団設置を推進するために未結成地区に対し、結成に向けた支援を積極的に行うとともに防犯連絡員協議会等と連携して、新たな自警団や防犯ボランティアの発掘に努めてまいります。
- ② 青色防犯パトロールについては、引き続き、音声による広報・啓発活動を実施し、防犯広報活動強化を図っております。また、巡回数や巡回範囲の拡大を図るため、引き続き広報・HP等で啓発活動を行いパトロール実施者証取得者の増員に努めてまいります。また、専用車両の増車や夜間の青色防犯パトロールなどパトロール強化・対策を検討してまいります。
- ③ 「空家対策特別措置法」では、「特定空家等」と認定されたものについては行政代執行までも可能とするものでありますが、空家の利活用促進、町民の定住促進、地域の活性化など多岐分野に関連していることから、全庁横断的な対応が必要となります。平成 28 年度に政策秘書課にて委託業務として、所有者意向調査、特定空家に対する対策、空家等対策に係る協議会の設置、空家等対策計画の策定などを実施し、町の特措法に対する体制の確立、現行の町条例の見直し等検討してまいります。
- ④ 県知事及び県警本部長に対し、引き続き要望してまいります。

4 防災対策の強化【交通防災課】

- ① がけ崩れ箇所の点検と整備促進
- ② 防災ボランティアの育成と防災ボランティアセンターの組織化
- ③ 防災専門官の配置

（回答）

- ① 茨城県竜ヶ崎工事事務所と共に、急傾斜地危険箇所のパトロールにより継続的に点検を行う等関係機関と連携し、土砂災害防止工事等の対策を行ってまいります。
- ② 有事の際に、災害ボランティアセンターと災害対策本部の連携が円滑に行えるように、平時から災害ボランティアセンターの運営業務を担う町社会福祉協議会と連携し、その設置・運営に必要な支援を推進してまいります。
- ③ 防災や危機管理における豊富な知識と経験等を有する防災専門官の配置は、緊急事態への迅速かつ的確な意思決定と初動対応等の災害対策に必要不可欠であると考えております。今後、防災専門官の配置に向けて、町組織内での位置付けやその業務内容、処遇等について調査・研究を行ってまいります。

5 男女共同参画社会の推進（各種委員会・審議会への女性の登用 30%以上の早期実現）【町民活動推進課】

- ① 男女共同参画センター運営の充実
- ② 啓発活動の促進
- ③ 女性団体の育成強化と活動支援

(回答)

- ① 男女共同参画センターのより円滑な運営と親しまれる施設となるよう、同センター運営協議会の意見等を踏まえながら運営の充実を図ってまいります。
- ② 男女共同参画センターの機能を有効に活用して、啓発活動を推進してまいります。
- ③ 引き続き、地域における女性団体が未結成の地区に対し、女性団体のネットワークや区長会などの協力を仰ぎながら設立を促してまいります。また、学習の機会や情報交換の場を提供するとともに、団体活動に役立つ情報の提供をしながら、女性団体の育成・支援をしてまいります。

6 補助金制度の全面的見直しと適正化【財政課】

(回答)

毎年度実施している補助金交付金に関する調べを基に、現状の分析・検証を行い、補助金制度の見直しと適正化に向けた対策を講じ、限られた財源の有効活用と公平・公正で効果的な補助制度の確立に努めてまいります。

7 ふるさと納税制度の充実【政策秘書課】

- ① 阿見町の知名度向上を目指す

(回答)

- ① 先行事例並びに道の駅整備を踏まえると町の特産品資源の充実が不可欠と考えております。これについては、途上段階と認識しておりますので、引き続き農業の六次産業化や新商品の開発に力を注ぐ必要があると考えております。
知名度向上につきましては、ふるさと納税制度に限らず、様々な可能性や手法に取り組んでいきたいと考えております。

8 ゴミと産業廃棄物不法投棄への解決と防止対策【廃棄物対策課】

- ① パトロールの強化及び不法投棄物の回収強化

(回答)

- ① 不法投棄の未然防止と早期発見体制の推進を図るため、町環境保全監視員によるパトロール活動を実施し、監視体制の充実強化を図ってまいります。
また、監視カメラや不法投棄抑止看板の効果的運用を図るため、悪質な事例に対しては、県や警察と連携強化を図りながら厳正に対処し、抑止体制の強化に努めてまいります。
さらに、環境美化の推進を目的として、不法投棄パトロールをシルバー人材センターに委託し、公道上等における不法投棄物等の回収作業を実施しながら、環境美化の推進に取り組んでまいります。

民生教育常任委員会

(保健福祉部)

1 健康づくり推進を図るため保健師を増員【健康づくり課】

(回答)

平成 29 年度採用職員募集を行い、複数名を採用予定です。

2 安心の高齢者施策の強化【高齢福祉課】

- ① 高齢者居場所づくりの拡充

(回答)

- ① 地域サロンについて、社会福祉協議会と連携し、地域サロンに対する制度の整備に取り組んでまいります。

3 子育て支援の充実

- ① 第 2 子以降の保育料・給食費無料化【子ども家庭課・学校給食センター】
② 18 歳までの医療費無料化【国保年金課】

(回答)

- ① 保育所・認定こども園等の利用者負担額（保育料）については、国が定める上限額の範囲内において定めることとされており、世帯の所得の状況等を勘案した設定としているところです。また、国基準に則り、母子・父子世帯や在宅障害（児）者のいる世帯、多子世帯への軽減等も実施しており、2 人目の保育料を半額、3 人目以降を無料としているほか、年収 360 万円以下世帯について、第 1 子の年齢制限の撤廃等、軽減の上乗せを実施しております。

給食費については、3 歳以上児の主食代（ご飯・麺・パン）のみの徴収となっております。私立では園ごとに献立が異なっており、金額の設定も異なります。また、幼稚園においては、保育料・給食費とも独自に設定しており、徴収も園で行っています。

保育料・給食費の第 2 子以降の無料化については、公立保育所のみならず、私立保育園・認定こども園・地域型保育事業所、さらには、幼稚園の利用者負担額の助成も必要となることから、財政的負担が多額であり、受益者負担の観点等からも、現時点では考えておりません。

- ② 町では平成 25 年度より中学生までの医療費無料化を実施しております。町独自で 18 歳までの拡大となりますと毎年経常的に多額な財政的負担が必要となりますので、医療費無料化は考えておりません。今後は国及び県の少子化対策を注視して町の対応を考えてまいります。

4 障がい者に優しいまちづくり【社会福祉課】

- ① 雇用促進の支援強化（町内の民間事業所への雇用促進及び行政として働く場の確保）

(回答)

- ① 雇用促進の支援強化について、障害者の一般雇用は伸び悩んでいる状況であり、就労した場合でも職場環境などに馴染めず早期離職をしてしまうという問題があ

ります。雇用促進の支援強化，早期離職を解決するために，公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターなどが社会福祉施設，特別支援学校，各市町村の障害福祉の窓口と医療機関などと連携を図り，就職面の支援と生活面の支援を総合的に行えるようにしてまいります。

町内の民間事業所への雇用については，町が開催している工業懇談会において特別支援学校進路指導主事から，生徒の就労に関する依頼等が実施できよう支援してまいります。

また，町内の就労継続支援事業所などには，施設外就労の場の提供や業務の委託等などの就労機会の増進を図っていますが，今後も障害者雇用の確保と支援を継続してまいります。

5 行政主導による交通弱者の移動手段の確保（障がい者や歩行が困難な高齢者）
【社会福祉課・高齢福祉課】

（回答）

障害者の移動手段の確保として，介護給付サービスによる同行援護や行動援護並びに移動支援事業及び重度な障害者には福祉タクシー利用助成事業のサービス等を行い福祉的な移動支援を行っています。

一般の公共交通機関の利用が困難な高齢者の方の外出支援については，介護タクシーの利用料金の一部を助成しています。

また，福祉有償運送サービスについては，社会福祉協議会及びシルバー人材センターと連携し，具体的検討を進めてまいります。

6 救急救命講習会の拡充【健康づくり課】

（回答）

稲敷広域消防と連携し，適宜，町や広報誌等を活用し，救急救命講習会に関する町民への周知を行っています。

(教育委員会)

1 学校給食の充実と支援【学校給食センター・学校教育課】

- ① 第2子以降の給食費無料化
- ② 学校給食の献立の更なる充実

(回答)

- ① 平成26年10月から、第3子以降の児童・生徒の学校給食費の無料化を実施しております。財政的負担が多額であり、教材費等・受益者負担の観点等からも、現時点では考えておりません。
- ② 現在の給食献立は広範囲に渡る食品や料理を選んで毎日の献立に変化を持たせ、嫌いなものでも食べられるよう調理法を工夫しています。
また、日本の伝統的な行事や食事文化を伝えるために、行事食や郷土食を取り入れるなど食育に繋げているところです。
児童・生徒に喜ばれるような給食を考えていますが、嗜好のみに迎合せずバランスのとれた食事内容であるよう努めてまいります。

2 通学路の安全確保について【学校教育課】

- ① 通学路の危険物及び通学路を狭隘化する樹木等の強制的な除去
- ② 通学路の舗装の促進と歩道の設置強化

(回答)

- ① 通学路の危険物及び通学路を狭隘化する樹木等の除去につきましては、関係部局と連携のうえ所有者等に切除を申し入れ、善処を促してまいります。
また、強制的な除去については、法律により出来ないことになっております。
- ② 通学路の舗装につきましては、産業建設部部局で対応しております。歩道の設置と併せて早期に課題が解決されるよう地域の協力を得るとともに、学校及びPTAと協議を続けてまいります。

3 学校再編計画の丁寧な説明推進【学校教育課】

(回答)

実穀小学校と吉原小学校では、平成30年度の統合に向けて、各校の「統合準備委員会」で具体的な検討を行い、「統合準備委員会だより」を発行して周知してまいります。
君原小学校と阿見第二小学校は、各校の「検討委員会」で合意形成に向けて話し合いを継続してまいります。

産業建設常任委員会

● 特別要望事項

- 1 まい・あみとくとくクーポン券を1億円に増額し、町が全額助成【商工観光課】
- 2 道の駅の整備に併せ、6次産業開発センターの設立【農業振興課】

(回答)

- 1 平成27年度につきましては、国の地方創生交付金を活用し2億円のクーポン券事業を実施しましたが、平成28年度は従来の規模に戻し実施しております。来年度以降はこれまでの事業効果を検証し、創業支援策など、これに代わる新たな商工業振興策も含め再検討してまいります。
- 2 道の駅に併せ6次産業開発センターの設立に関しては、町農産物の販売拡大や地域資源を活用した特産品の開発等、町の農業振興の為、大変有効であると考えます。現在、町では産学官連携による6次化の人材育成講座の開催、地域資源を活用した新商品開発等を含め、まず、農商工関係者の6次産業化に取り組む意識改革を取組んでいく考えです。

● その他の要望事項

1 都市計画の整備

- ① 区域指定制度の導入【都市計画課】
- ② 牛久阿見インター周辺の開発計画の推進【都市計画課】
- ③ 都市計画道路牛久阿見インター以北の「阿見・小池線」の整備促進【都市計画課】
- ④ 都市計画道路「廻戸・若栗線」南側部分の早急な整備促進（特に五本松交差点からフタムラ化学までの部分）【道路公園課】
- ⑤ 都市計画道路「西郷・大室線」未開通部分の早期整備【都市計画課】
- ⑥ 都市計画道路「中郷・寺子線」の残余部分の早期整備【道路公園課】

(回答)

- ① 区域指定の進捗については、指定可能な区域の抽出を完了し、当面の指定する区域を市街化区域から1km以上離隔のある区域（12号区域）を指定することといたしました。平成28年度の各地区で住民の意向調査の結果を踏まえ、平成29年度は上位関連機関との調整を図りつつ指定に向け作業を進めてまいります。
- ② 牛久阿見インター周辺については、物流系施設の需要が大いに見込まれる区域であることから都市計画マスタープランにおいて将来市街地検討ゾーンに位置付けられております。先行する阿見東インターチェンジ周辺開発の動向や都市計画道路「阿見・小池線」の整備進捗を見極めながら、物流施設集積地の誘導について検討してまいります。
- ③ 都市計画道路「阿見・小池線」（県道土浦・竜ヶ崎線バイパス）の整備については、施行者である茨城県が事業を進めているところであり、早期整備に向け継続的に要望してまいります。
- ④ 都市計画道路「廻戸・若栗線」南側の五本松交差点からフタムラ化学までの区間については、平成26・27年度に行った「都市計画道路再検討事業」において『存続』と判断されました。しかし、財政状況が厳しいことから、多額の事業費を要する当路線の整備時期につきましては、現在最優先で整備を進めている「寺子・飯倉線」の完成後に検討してまいります。

- ⑤ 都市計画道路「西郷・大室線」の未開通区間については、平成26・27年度に行った「都市計画道路再検討事業」の結果、『廃止』と判断されました。本路線の都市計画決定変更には、県決定となる「立ノ越・大室線」の変更も伴うことから、県関係機関との協議調整を図り、『廃止』に向けた手続きを進めてまいります。
- ⑥ 都市計画道路「中郷・寺子線」は市街地間を連絡する重要な路線であります。財政状況が厳しいことから、多額の事業費を要する当路線の整備時期につきましては、現在最優先で整備を進めている「寺子・飯倉線」の完成後に検討してまいります。

2 道路整備事業の推進【道路公園課】

- ① 行政区からの要望路線整備の早期実現と道路整備審議会等の公開
- ② 生活道路4メートル以下の舗装
- ③ 町道「中根・実穀線」の拡幅整備

(回答)

- ① 補助金制度（社会資本整備総合交付金等）を活用し、限りある予算の中でより多くの要望に応えられるように道路整備事業を推進してまいります。
また、審査会の公開については、「阿見町審議会等の公開に関する指針」に基づき、個人情報（権利情報等）が含まれる内容から非公開としております。
- ② 安全で快適な住環境を確保するため、道路幅員は有効で4メートル以上必要であると判断して整備を進めております。
ただし、小中学校周辺の児童生徒の多い通学路で、早急な対応が求められる場合に限っては、特例として幅員4メートル未満でも整備しております。
- ③ 当該町道の拡幅整備については、橋梁のかけ直し等が必要となり多額の事業費を要することから、整備は困難であります。
現時点において交通問題の解消策としては、都市計画道路「中根・飯倉線（土浦稲敷線バイパス）及び都市計画道路「阿見・小池線」（土浦竜ヶ崎線バイパス）の早期整備が、最も効果的かつ現実的であると考えられます。
このため、今後においても茨城県に対して早期完成に向けた要望を行ってまいります。

3 観光振興事業の充実【商工観光課】

- ① 予科練平和記念館と連動した近代軍事遺跡の保存と観光資源としての利活用

(回答)

- ① 阿見町の近代史を伝える予科練平和記念館や町指定文化財として指定された近代軍事遺跡などの近代化遺産について、予科練平和記念館やあみ観光ボランティアガイドの会との連携強化を図りながら、観光資源としてPRするなど、積極的に利活用を図ってまいります。
また、本年度策定を進めている阿見町観光振興基本計画の中で、観光交流資源としての価値づけに取り組んでいきます。

4 商業・工業活性化事業の推進【商工観光課】

- ① 町内立地企業の業務等の発注に関しては、町内中小企業の活用を図る
- ② 町内立地企業と連携による地元雇用の一層の促進

(回答)

- ① 町内中小企業の活性化のため、町内の工業団地等に立地する企業に対し工業に関する懇談会の活用や商工会との連携により、町内中小企業の各種情報を提供してまいります。町内中小企業に対しては、必要に応じ懇談会においてPRの場を設けることや、工業団地等に立地する企業の活動内容等の情報提供などの支援を行ってまいります。
- ② 新規企業に対しては、雇用促進奨励金の活用をPRし、町民の雇用を促進するとともに、企業が行う就職説明会等に町施設を提供するなどの支援を行ってまいります。
また、地元での就業支援のため、求職者に対し町ホームページで町内企業の求人情報を提供するとともに、必要に応じて就活フェア等を実施してまいります。

5 農業振興対策の促進【農業振興課】

- ① 耕作放棄地対策の更なる推進
- ② 都市との交流の推進
- ③ 認定農業者の確保への支援
- ④ 農業後継者の育成支援拡大

(回答)

- ① 国の推進する農地中間管理事業や耕作放棄地対策事業を有効活用しながら、耕作放棄地の未然防止及び面積の解消に係わる取り組みに対して積極的に支援してまいります。
また、農地中間管理事業制度の周知を図り、農地の賃貸借を推進し新規の耕作放棄地の抑制に取り組んでまいります。
- ② 認定農業者連絡会や農業者団体等が行う農業体験事業、都心での農産物直売事業等を通じた都市と農村の交流事業等の取組みについて積極的に支援を図ってまいります。
また、産学官連携に伴う、収穫体験等を中心とした人材交流に関しても合わせて支援を図ってまいります。
- ③ 阿見町認定農業者連絡会の活性化を図るとともに、新たな認定農者の発掘・育成に努め、新規就農を目指す農業者に関しては、青年就農給付金の活用を促し、認定農業者への誘導を積極的に推進してまいります。
- ④ 町の農業振興の中核となる若い人材を確保・育成するため、県農業改良普及センターと連携を図りつつ、きめ細やかな情報提供や相談活動を通じ、国の支援策への誘導を図ります。
また、国の支援策の対象とならない農業後継者に関しては、町独自の支援策により、研修・機械購入・施設整備に要する経費の一部を負担することで、営農活動を積極的に支援してまいります。

6 雨水排水対策事業の推進

- ① 乙戸川氾濫防止のための改修整備【道路公園課】
- ② 都市排水路、その他排水路の整備【上下水道課】

(回答)

- ① 一級河川乙戸川の河川管理者である茨城県に対し、早期整備に向けた要望を継続して行なってまいります。
また、乙戸川上流部（土浦市）への調整池の整備についても併せて要望してま

います。

- ② 平成 27 年度より 4 ヶ年計画で進めている西郷地区都市排水路整備事業を進めてまいります。また、荒川本郷地区内においては新設道路築造に伴い、雨水管渠工事を実施します。

7 交通安全対策の強化【道路公園課】

- ① 町道第 0 1 0 4 号線フタムラ化学前への右折レーンの設置

(回答)

- ① 右折レーンを設置するには、用地買収による拡幅整備が必要となります。しかし、都市計画道路「廻戸・若栗線」の存続計画があり、本路線整備時に再度の用地補償が必要となることから、地権者の土地利用等に多大な影響が生じます。
また、県道を含めた大規模な交差点改良工事も伴うことから、現時点での右折レーン設置は困難であります。

8 上下水道の推進【上下水道課】

- ① 普及率と加入率の促進
- ② 工事計画の前倒し
- ③ 農業集落排水事業加入率の向上

(回答)

- ① 水道の普及率促進については、引き続き水道施設整備基本計画に基づき、基幹環状管及び配水支管の整備を積極的に行います。また、水道未加入者へ加入分担金の軽減措置や給水装置工事資金貸付制度について、個別に通知することにより周知徹底を図り普及促進に努めてまいります。
下水道の普及促進については、荒川本郷地区や吉原土地区画整理地内の未整備路線について整備を進めていくことで普及率を向上してまいります。また、下水道の接続率（加入率）の促進については、未接続者に対し個別に接続推進の通知を行うことにより接続の加入促進を図ってまいります。
- ② 水道の工事計画については、水道施設整備基本計画に基づき、引き続き配水管の整備拡張に努めます。
下水道工事計画については既成市街地の管渠未整備は概ね完了しているため、新市街地の荒川本郷地区や吉原土地区画整理地内について積極的に国庫補助金を活用しながら順次整備を進めてまいります。
- ③ 農業集落排水事業接続率（加入率）の向上については、未接続者に対し接続推進通知を個別に行うとともに、茨城県と合同で個別訪問を行い接続率（加入率）の向上を図ってまいります。